重　要　事　項　説　明　書

1. 運営方針

事業所の職員は、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練等の世話を行なうことにより、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助を行なう。

1. 事業所の概要

問い合わせ　　　　　　　TEL　0564－66－0133　　FAX　0564－66－0134

事業主体　　　　　　　　有限会社　真寿会

事業所名　　　　　　　　グループホーム　楽楽苑

事業所所在地　　　　　　岡崎市真伝二丁目1番地4

指定事業所番号　　　　　2372101465

利用定員　　　　　　　　2ユニット（1ユニット　9名）

3事業所の職員体制

　管理者1名（常勤・介護職員と兼務）

　従業者の職種・員数

　　葵（2階）　　計画作成担当者1名（非常勤）　介護職員4名（常勤）　4名（非常勤）

　　富士（3階）　計画作成担当者1名（非常勤）　介護職員3名（常勤）　6名（非常勤）

4　利用料

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準によります。

（1日につき）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 要支援　2 | 要介護　1 | 要介護　2 | 要介護　3 | 要介護　4 | 要介護　5 |
| 金額（円） | 749 | 753 | 788 | 812 | 828 | 845 |

＊入居日から30日以内の期間　30円（1日につき）＊3ヶ月以内の退院　246円（6日間を限度）

＊30日を超える入院後再び入居　30日以内の期間　30円（1日につき）

＊医療連携加算　37円（1日につき）　＊科学的介護推進体制加算　40円（1月につき）

＊サービス提供体制加算（Ⅰ）　22円（1日につき）＊退居時情報提供加算　250円（1回限度）

＊看取り介護加算（Ⅰ72円）（Ⅱ144円）（Ⅲ680円）（Ⅳ1280円）＊介護職員等処遇改善加算

＊認知症専門ケア加算（Ⅰ）3円（1日につき）　＊協力医療機関連携加算　100円（1月につき）

＊退居時相談援助加算　400円（1回を限度）　＊若年性認知症受入れ加算　120円（1日につき）

家賃（月額）54000円　管理費（月額）20000円　　光熱費(1日)　900円　　食費　実費

（1日）1110円（朝：300円　昼：380円　夜：430円）目安となります

　おむつ・理美容代等　実費

＊入居及び退去時の場合家賃・管理費は全額、食費は日割りの費用となります

＊協力医療機関以外の付き添いは1時間2000円頂きます

＊退去時費用　クロス張り替え・クリーニング（エアコン掃除含む）畳張り替え6枚

などの費用がかかります

＊介護処遇等処遇改善加算　　＊地域区分　6級

5　協力医療機関

　病院　　　　　　　医療法人　十全会　三嶋内科病院

　　　　　　　　　　（内科・消化器科・放射線科・循環器科・リウマチ科・人間ドック）

　診療所　　　　　　須田クリニック

　　　　　　　　　　（内科・呼吸器科・循環器科・アレルギー科・胃腸科・皮膚科・外科）

　歯科　　　　　　　水谷歯科

　介護老人福祉施設　やはぎ苑

6　守秘義務

　事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者家族等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて本契約中及び本契約終了後第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約終了した後も継続します。

　前項に関わらず利用者又はその家族等にかかわる正当な理由がある場合には利用者又はその家族等の個人情報を提供することができることとします。

7　苦情処理

　相談や苦情に対する常設の窓口をおきます

　担当者　佐野友彦　不在の場合であってもたいおいできるようにすると共に担当者に連絡をする

　＊苦情があった場合は直ちに利用者及び利用者家族等と連絡を取り事情を聴き、苦情の内容を把握し必要な対応を行なう。苦情の内容によっては市町村と連絡を取り必要な対応を行なう。

　苦情相談窓口　　楽楽苑　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　0564－66－0133

　　　　　　　　　岡崎市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　0564－23－6682

　　　　　　　　　愛知県国民健康保険団体連合会　　　　　　　　　　052－971－4165

8　事故発生時の対応

　事業所において利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講ずると共に、管理者に報告し速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行ないます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すると共に事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとします。

9　緊急時における対応

　事業所においてサービス提供中に病状の急変などがあった場合は、迅速に必要な措置を講ずると共に、速やかに利用者の主治医、協力医療機関または救急（消防）、利用者家族等に連絡します。

10　非常災害対策

　事業所は非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるために定期的に避難訓練を行うものとします。

　防火設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 有無 | 名称 | 有無 |
| 自動火災報知機 | 有 | 防火扉 | 有 |
| 消火器 | 有 | 非常通報装置 | 有 |
| 誘導等 | 有 | スプリンクラー | 有 |

　防火管理者：佐野友彦

11　身体拘束について

　事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合のみ、身体拘束廃止委員会等で検討し利用者、利用者家族等の同意を得た上で別紙マニュアルに則り実施するものとします。

12　高齢者虐待について

　事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため必要な体制の整備を行なうと共に、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるものとします。

13　第三者評価について

　　事業所の第三者評価の実施状況は別表のとおりです。

重要事項及び苦情処理の説明　　　説明者氏名

私は、本書面により事業所から重要事項及び苦情処理の説明を受けました。

　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　利用者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　利用者家族氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　署名代行者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　利用者との関係

　　署名代行理由

別表

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施の有無 | あり |
| 実施した直近の年月日 | 令和6年3月21日 |
| 実施した評価機関の名称 | 株式会社　中部評価センター |
| 評価結果の開示状況 | 施設1階玄関に設置 |